

奨学資金貸与希望者（高校予約）募集案内

奨学資金の貸与を希望する皆さんへ

- ☆ この奨学資金は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等の修学を奨励するためにお貸しするものです。
- ☆ この奨学資金は、**奨学生（生徒本人）に直接お貸しするもので、奨学生（生徒本人）は高等学校等を卒業後、返還しなければなりません。**
- ☆ 奨学資金の予約採用を希望する人は、この案内書（募集要件等）をよく読み、ご家族の方とよく相談のうえ、在学する学校へ申請してください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会

※ご不明な点がありましたら学校の担当の先生、または下記までお問い合わせください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
奨学資金第1課 貸与係
〒650-0011
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県庁第1号館別館1階
TEL 078-361-6640
FAX 078-361-6677

奨学資金の予約採用を希望する人は、募集要件等をよく読み十分に理解したうえで、在学する学校へ申し込んでください。

【借りられる金額】

貸与月額（無利子）

区分	国公立	私立
自宅通学生	18,000円	30,000円
自宅外通学生	23,000円	35,000円

【貸与の時期】

予約申請で内定された方については、高校入学後、所定の書類を提出された後、下表のとおり送金を予定しています。（変更の可能性あり）

I 期分（4～9月分）	II 期分（10～12月分）	III 期分（1～3月分）
5月末～6月末頃	10月末日	1月末日

○ 貸与方法は、奨学生（生徒）本人名義の金融機関の口座への振り込みです。

【対象者】

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。
- ② 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。）の最終学年に在学し、令和2年4月に高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）・高等専門学校・専修学校の高等課程への進学を希望する人。
- ③ 申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が兵庫県内に住所を有していること。

【収入額の目安】

申請者の生計を主として維持する方（所得金額の最も多い方1名）の年間収入額の上限は、おおむね次のとおりです。（家族の収入額の合計ではありません）

ただし、あくまで目安であり、家族構成等により限度額は増減します。詳しい試算表は当会ホームページに掲載していますのでご利用ください。（<http://www.pure.ne.jp/~syougaku/>）

世帯人数	給与所得者、年金、生保受給者の場合（税込の※総収入額）	事業所得者の場合（必要経費控除後の額）	家族構成（例）
2人	599万円	196万円	父・申請者
3人	635万円	221万円	父母・申請者
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生
6人	732万円	289万円	父母・祖母・申請者・中学生・小学生

※上記表の総収入額とは、「課税（所得）証明書」の場合は給与収入、「源泉徴収票」は支払い金額、「確定申告書」は収入金額等の中の給与、に記載されている金額です。

【併用できない奨学金等】

- ① 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- ③ （公財）兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金
- ④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金

※市町の奨学資金等で本会の奨学資金との併用を禁止している場合もあります。

市町の実施している奨学資金等についてはお住まいの市町にご確認ください。

※今回申請しようとする方の兄弟姉妹が、①～④の奨学金を受けていても併用にはあたりません。

申請手続きについて

1 提出書類 ※各学校の定める提出期日までに各学校に提出してください。

必 須	① 奨学資金申請書（高校予約）（両面）
	② 連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日から3ヶ月以内の原本）
	③ 主として生計を維持している方（所得金額の最も多い方 1名）の所得に関する証明書類
該当者	④ 特別控除に関する書類等

※なお、このほかにも、世帯の状況に応じて証明書類が必要な場合があります。
 ※大きさがA4以外の場合はA4の紙に貼り、大きさを揃えてください。

2 所得の算定方法

申請書裏面に記入する「所得」については、事業所得(自営業)以外の場合は、総収入額に応じて次の計算式に当てはめて算定した金額を記入してください。事業所得の場合は、計算式には当てはめずに所得額を事業所得欄に記入してください。

所得の計算式（給与収入の場合＜事業所得を除く＞）※計算後、小数点以下切捨て

総収入額（万円）	所得（万円）
0～329	0
330～400	総収入（万円）×0.8－262.6
401～878	総収入（万円）×0.7－222.6
879～	総収入（万円）－486

※上記表の総収入額とは、「課税（所得）証明書」の場合は給与収入、「源泉徴収票」は支払い金額、「確定申告書」は収入金額等の中の給与、に記載されている金額です。

※当会ホームページ（収入要件試算表）でも確認できます。
<http://www.pure.ne.jp/~syougaku/>

収入要件試算表（Excel）

申請書裏面

支払金額欄に総収入額を入力すれば、申請書裏面に記入する「所得」が出ます。

	支払金額(万円)	所得額(万円)
給与所得等	680万円	253万円
事業所得		
計		253万円(A)

給与等（年金含む）収入 (総収入額及び計算後の所得額を記入してください(万円未満切り捨て。))	
総収入	所得★
680 万円	253 万円

☆収入条件算定式

$$\text{所得額} - \text{特別控除額} = \text{認定所得金額}$$

認定所得金額が世帯人員に応じた所得基準額以下であるか否かによって貸与の対象となるか判定されます。

所得基準額や特別控除額も収入要件試算表で確認できます。

所得に関する証明書類について

収入の状況		必要書類	注意事項	発行所
給与収入の方	平成30年1月2日以降に就職・転職あり	・「 <u>収入見込証明書</u> 」(様式任意)	☆現時点を含む一年間の収入見込額 ☆必ず、就職年月日が記載のあるもの。 ☆勤務先に所定の様式がない場合は、学校から様式を取り寄せてください。	勤務先
	平成30年1月2日以降に就職・転職なし	・「 <u>課税(所得)証明書</u> 」原本(平成31年度分) ・「 <u>源泉徴収票</u> 」原本(平成30年分) ・「 <u>確定申告書(控)</u> 」の写し(平成30年分) ※税務署受付のあるもの ※マイナンバーは番号部分をマスキングしてコピー	} いずれか一点 ☆確定申告を電子申告した場合は、受付日時及び受付番号が記載されていれば税務署受付印とみなします。	市区町役場 勤務先 本人控
自営業の方	平成30年1月2日以降に事業を始めた	・「 <u>収入見込申告書</u> 」(様式任意) 必ず学校長の確認印が必要です	☆現時点を含む一年間の収入見込額 ☆収入見込額、必要経費及びそれらを差し引いた所得金額が確認できるものであること。 ☆必ず、開業年月日を記入のうえ、学校長の確認印が必要です。 ☆所定の様式がない場合は学校から様式を取り寄せてください。	事業主・ 学校長
	平成30年1月2日より前から事業を始めた	・「 <u>課税(所得)証明書</u> 」原本(平成31年度分) ・「 <u>確定申告書(控)</u> 」の写し(平成30年分) ※税務署受付印のあるもの ※マイナンバーは番号部分をマスキングしてコピー	} いずれか一点 ☆確定申告を電子申告した場合は、確定申告書(控)に受付日時及び受付番号が記載されていれば税務署受付印とみなします。	市区町役場 本人控
失業手当を受給中の方		・ <u>雇用保険受給資格者証の写し</u> 基本手当日額・給付日数が記載されている面	※収入金額については、 基本手当日額 × 所定給付日数 で算定。 ☆受給資格者証発行待ちの場合、離職票等、求職中であることがわかる書類の写しを提出のこと。	職業安定所

下記に該当する場合は、該当の証明書類もあわせて提出してください。

収入の状況	必要書類	注意事項	発行所
生活保護を受給している方	・ <u>最新の保護変更決定通知書の写し</u> (金額が記載されているもの)	※収入金額については、 扶助費の月額 × 12月 で算定。 ☆金額の記載のない「生活保護適用証明書」は不可です。	福祉事務所
児童扶養手当を受給している方	・ <u>直近の児童扶養手当証書の写し</u> ・ <u>受給者名と直近の振込額がわかる通帳の写し</u> ※児童扶養手当が振り込まれた金融機関の通帳(口座名義人の記載のある頁と直近の振込日、振込額が確認できる頁)の写し	} いずれか一点 ※一年間の受給額を総収入額に加算してください	福祉事務所
傷病手当金を受給している方	・ <u>傷病手当金通知書のコピー</u> (金額が記載されている通知書)	※収入金額については、月額×12月で算定。	健康保険協会
公的年金(国民年金、共済年金、障害年金、遺族年金、老齢年金、厚生年金等)を受給している方	・ <u>最新の「年金額改定通知書」等の写し</u> (氏名・金額が記載されている通知書)		日本年金機構
養育費・親戚等からの援助を受けている方	・援助の年額を申請書の「特別な事情」欄に記入してください。	※収入の一部となるため総収入額に加算してください。 ※世帯の収入が養育費・親戚等からの援助のみの場合は、「無収入の方」の書類も提出してください。	/
無収入の方 (上記に該当する収入がない場合又は収入が援助のみの場合)	・「 <u>課税(所得)証明書</u> 」原本 (平成31年度分) (<u>所得金額が0円と記載のあるもの</u>)	※前年度収入があるが、現在は無収入の方は、無収入に至った状況を申請書(表面)の「特別な事情」欄に記入してください。 (例:〇〇年〇月に退職して現在は失業給付も生活保護費も受給していない。等)	市区町役場

奨学資金の加算について

下記のケースに該当する場合は、基本の貸与に加算した額を貸与することができますので、高等学校入学後に、奨学生として正式採用されてから学校を通じて申請してください。

1 職業能力開発促進法等に基づき実施される技能検定料

本会奨学生で、1つの技能検定等毎に、奨学生が負担した手数料等から1万円を控除した額を貸与する制度です。(1万円以内。端数切り捨て)

2 通学交通費

本会奨学生で、一定の要件を満たす希望者に対して、通学定期券の負担額に応じた額を貸与する制度です。

通学定期券の月額(月額換算後)	貸与月額	通学定期券の月額(月額換算後)	貸与月額
10,000円以上 15,000円未満	5,000円	35,000円以上 40,000円未満	30,000円
15,000円以上 20,000円未満	10,000円	40,000円以上 45,000円未満	35,000円
20,000円以上 25,000円未満	15,000円	45,000円以上 50,000円未満	40,000円
25,000円以上 30,000円未満	20,000円	50,000円以上	45,000円
30,000円以上 35,000円未満	25,000円		

3 電動アシスト自転車購入費

本会奨学生で、高等学校へ通学するために電動アシスト自転車を新たに購入し、実際にその用途に使用している等の一定の要件を満たす希望者に対して、電動アシスト自転車購入にかかる費用を貸与する制度です。(10万円を限度。千円未満の端数切り捨て)

※申請にあたっては、進学先高校が決定し、電動アシスト自転車での通学が必要と確定した日付以降に購入したことが確認できる領収書等の添付、進学先の高校で電動アシスト自転車での通学を認めていることなどが貸与条件になりますのでご注意ください。

